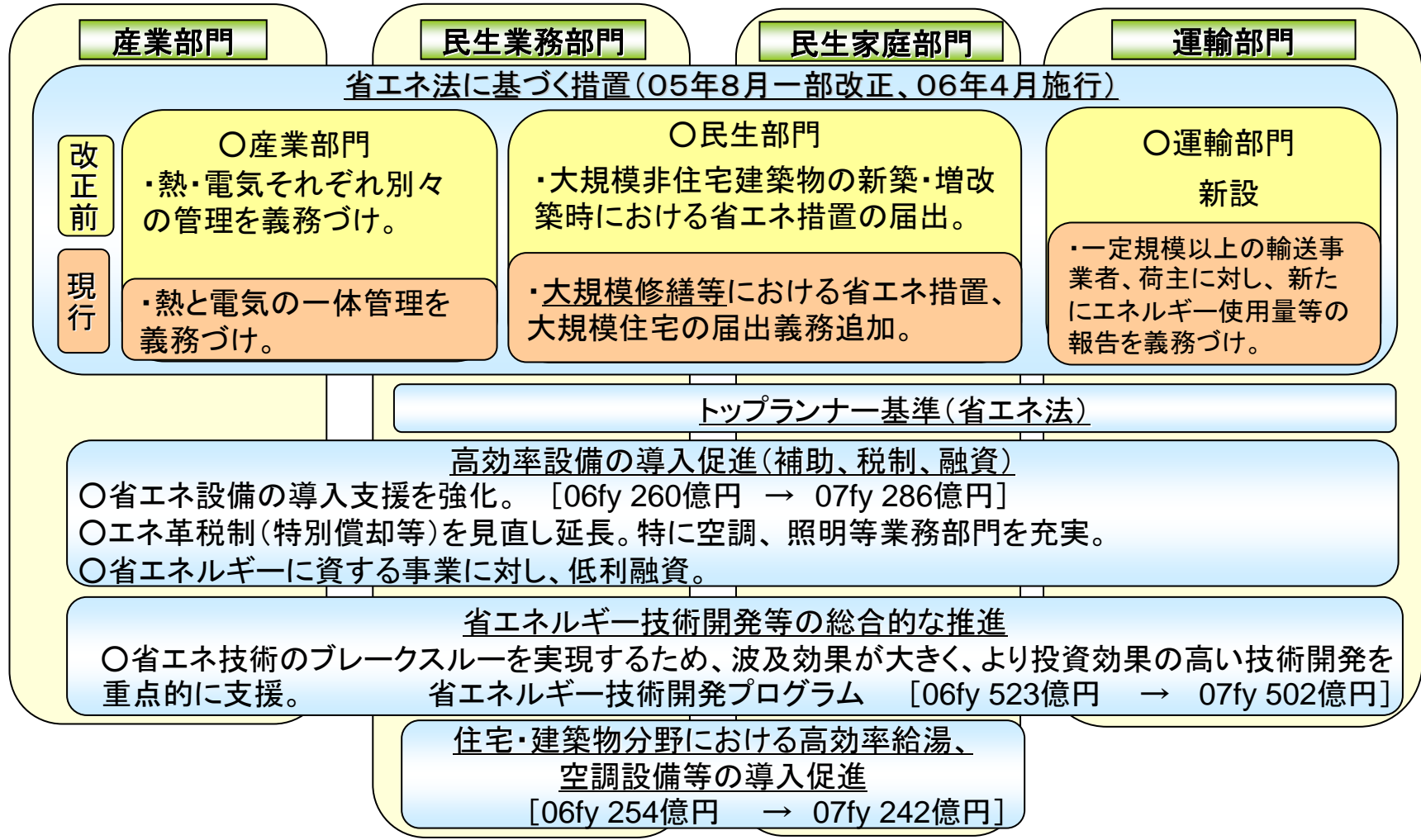


省エネルギー対策の概要

- 世界のエネルギー需給の構造的逼迫が懸念され、地球温暖化問題への対応が迫られる中、一層の省エネルギー対策の推進が必要。
- 省エネ法に基づき民間におけるエネルギー自主管理やエネルギー消費機器の効率向上に向けた取組を徹底。平成18年4月施行の改正省エネ法に基づく運輸部門等の措置を着実に実施。
- 産業・民生・運輸の各部門における省エネルギー関連機器・システム等の導入普及支援、関連する短期・中期の省エネルギー技術開発等の施策を総合的に推進。



エネルギーの使用の合理化に関する法律の概要

- 二度の石油危機を契機として、エネルギー需要面における実効性ある省エネルギー対策を強力に推進することにより、我が国のエネルギーセキュリティを確保するとともに環境と調和した経済活動の確保を目指して、昭和54年に制定。
- 以後、地球温暖化問題の深刻化等を背景に、過去4度の改正を行い、措置の強化を行ってきた。

工場・事業場

○エネルギー使用量が多い工場
(エネルギー使用量3,000kl/年)

【義務】

- ・エネルギー管理者の選任
- ・中長期計画の策定
- ・エネルギー使用状況等の定期報告

○エネルギー使用量が中規模の工場
(エネルギー使用量1,500kl/年)

【義務】

- ・エネルギー管理員の選任
- ・エネルギー使用状況等の定期報告

情報提供

一般消費者への情報提供

- ・電力・ガス会社等による省エネ機器普及や情報提供事業の実施と実績の公表
- ・家電等の小売業者による店頭での分かりやすい省エネ情報(年間消費電力、燃費等)の提供

運輸

1. 輸送事業者(貨物・旅客)

○一定規模以上の輸送能力を有する事業者

(保有車両数 トラック200台以上、鉄道300両以上等)

【義務】

- ・中長期計画の策定
- ・エネルギー使用状況等の定期報告

2. 荷主

○一定量以上の輸送量を有する荷主

(年間輸送量が3000万トンキロ以上)

【義務】

- ・計画の策定
- ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告

住宅・建築物

○一定規模以上の住宅を含む建築物の新築、大規模改修を行う建築主・所有者

(延べ床面積2,000㎡以上)

【義務】

- ・省エネ措置の届出
- ・維持保全の状況について定期の報告

- ・建築主・改修を行う者、所有者に対して、建築物の設計、施工及び維持保全について指導、助言。
- ・住宅の設計・施工について国土交通大臣が指針公表。

機械器具に係る措置

<トップランナー基準>

- ・乗用自動車、エアコン、テレビ等の省エネルギー基準。それぞれの機器において現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にすることを求める。

- ・新たに、液晶・プラズマTV、DVDレコーダ、重量車を対象追加。

住宅・建築物分野の省エネルギー基準と対策の強化

【省エネ基準の概要】

建築物判断基準

- 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置 : 年間熱負荷係数(PAL)
* PAL : Perimeter Annual Load 値が小さいほど断熱性能が高い。
- 建築設備(※)に係るエネルギーの効率的利用のための措置 : エネルギー消費係数(CEC)
※空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備、エレベータ
* CEC: Coefficient of Energy Consumption 値が小さいほど効率性が高い。

住宅判断基準

- 断熱性・日射遮蔽性 : 年間暖冷房負荷 又は 熱損失係数及び夏期日射取得係数
- 気密性 : 相当隙間面積
- その他(防露性能の確保、換気量の確保、暖房機器等による室内空気質汚染の防止、暖房及び冷房に関わるエネルギー効率の確保、防暑のための通気経路の確保)
- 住棟単位で設置される建築設備に係るエネルギーの効率的利用のための措置 : エネルギー消費係数(※)
※建築設備のうち、照明設備、エレベータのみ数値基準が定められている。

【省エネ措置の届出義務】

〈改正前〉

2,000㎡以上の建築物(非住宅)
・新築・増改築の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出
・省エネ措置が著しく不十分 → 指示・公表

拡充

〈現行〉

2,000㎡以上の建築物(非住宅)
・新築・増改築及び大規模修繕等の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出
・省エネ措置が著しく不十分 → 指示・公表

2,000㎡以上の住宅
・新築・増改築及び大規模修繕等の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出
・省エネ措置が著しく不十分 → 指示・公表

改正法の施行日 : H18. 4. 1 (H17. 8. 10 公布) 2